

17 パリ国際航空条約(抜粋)

(航空法規ニ関スル条約)

署名 一九一九年一〇月一三日(パリ)

効力発生 一九二二年七月一日

日本國 一九二二年七月一日

(一九一九年一〇月一三日署名、二二年六月二八日

批准、二二年六月一日批准書寄託、六月二〇

日公布・条約四号、五三年一〇月八日(尖効)

第一條(主權) ①締約國ハ各國カ其ノ版圖上ノ空間ニ於テ完全且

排他的ノ主權ヲ有スルコトヲ承認ス

②本條約ノ関スル限り一國ノ版圖ハ本國及殖民地ノ國土並之ニ接

スル領水ヲ包含スルモノトス

第二條(無害航空の自由) ①各締約國ハ他ノ締約國ノ航空機カ本

條約ニ定ムル條件ヲ遵守スル限り平時ニ於テ之ニ自國版圖上ニ

於ケル無害航空ノ自由ヲ許与スルコトヲ約ス

②締約國カ他ノ締約國ノ航空機ノ自國版圖上ニ於ケル航空許可ニ

關シ制定スル法規ハ國籍ノ如何ヲ問ハス適用セラルヘシ

第三〇條(國の航空機) ①左ニ掲グルモノハ之ヲ國ノ航空機ト看

做ス

(イ) 軍用航空機

(ロ) 郵便、税関、警察ノ如キ國務ニ專用セラルル航空機

②他ノ一切ノ航空機ハ之ヲ私ノ航空機ト看做ス

③軍用、税関用及警察用ノ航空機ニ非サル國ノ航空機ハ總テ私ノ

航空機トシテ取扱ハルヘク且其ノ資格ニ於テ本條約ノ一切ノ規

定ニ從フヘシ

第三一條(軍用航空機) 航空機ノ指揮ヲ命セラレタル軍務從事者

カ指揮スル一切ノ航空機ハ之ヲ軍用航空機ト看做ス

第三二條(軍用航空機の飛行・權限) ①締約國ノ軍用航空機ハ特別

ノ許可アルニ非サレハ他ノ締約國ノ版圖上ヲ飛行シ又ハ其ノ版圖ニ著

陸スヘカラス右ノ許可アリタル場合ニ於テ特別ノ規定ナキ限り軍用航

空機ハ外國軍艦ニ價例上許与セラルル特權ヲ享有スルコトヲ原則トス

②著陸ノ已ムナキに至リ又ハ著陸ヲ求メラレ若ハ命セラレタル軍

用航空機ハ其ノ事實ニ基キ前項ノ特權ヲ有スルコトナカルヘシ

